

保険のしおり

三菱UFJ-VISAデビット 付帯保険のご案内 ～ショッピング保険(動産総合保険)～

三菱UFJ-VISAデビット会員のみなさまのために、当行が契約者となつて、ショッピング保険(動産総合保険)(会員のみなさまを被保険者(保険の補償を受けられる方)として、当行が保険料を負担しています。)をセットしております。保険契約の内容や保険金請求のお手続きについてご説明しておりますので、ご一読いただけますようお願いいたします。

取扱代理店	引受保険会社
エムエスティ保険サービス株式会社	損害保険ジャパン株式会社

ショッピング保険(動産総合保険)の補償内容など

国内・海外を問わず、VISAデビットを利用して購入された物品が偶然な事故により破損、盗難、火災などの損害を被った場合に補償します。

(1) 被保険者

三菱UFJ-VISAデビット会員または三菱UFJ-VISAデビット会員が補償の対象となる物品を贈与した場合はその贈与を受けた方

(2) 補償金額

補償金額	補償期間	自己負担額(免責金額)
年間補償限度額 100万円	三菱UFJ-VISAデビット会員である期間内で、購入日よりその日を含めて60日間	1回の事故につき 5,000円

(3) 補償の概要

保険金をお支払いする場合	三菱UFJ-VISAデビット会員がVISAデビットを利用して購入した物品(詳細は右記ご参照)で、購入日(配達などによる場合は物品の受取日)からその日を含めて60日以内に破損・盗難・火災などの偶然な事故(国内海外問わず)によって損害が生じた場合
お支払いする保険金の内容	被保険者1名あたりの年間補償限度額を100万円とし、本カードのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額)から、自己負担額5,000円(免責金額)を控除した金額をお支払いします。 ※他の保険契約から保険金を支払われた場合、他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額に対し保険金をお支払いします。

補償の対象となる物品

三菱UFJ-VISAデビット会員がVISAデビットを利用して購入した物品とします。

(補償の対象とならないもの)

- ①船舶(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機などの乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券を含みます。)、旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット
- ⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの
- ⑥動物および植物
- ⑦携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ⑧食料品
- ⑨デジタルコンテンツ など

[注意]

ギフトカードにて購入した物品は対象としません。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①ご契約者、被保険者、または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(保険金受取人)の故意または重大な過失に起因する損害
- ②被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害
- ③補償の対象とする物品の自然の消耗または性質による錆(さび)、徴(かび)、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどの損害
- ④補償の対象とする物品の瑕疵に起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵によって生じた事故に起因する損害を除きます。
- ⑤加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に生じた損害。修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- ⑥戦争(宣戦の有無を問わず)その他の変乱に起因する損害
- ⑦差押、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑧核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に伴って生じた損害

保険のしおり

保険金をお支払いできない主な場合	⑨電気的事故または機械的の事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
	⑩詐欺または横領に起因して生じた損害
	⑪置忘れ、紛失、置忘れ後の盗難に起因する損害
	⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害
	⑬台風、暴風雨、豪雨などによる水・融雪こう水・高潮・土砂崩れなどの水災に起因する損害
	⑭補償の対象とする物品の受取前の損害および配送中の損害
	⑮会員規約違反により購入した物品の損害
	⑯損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下(格落ち損害)

※上記の内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン株式会社所定の保険約款に基づきます。

保険金のご請求について

購入日からその日を含めて60日以内に物品の破損・盗難・火災などの損害を被った場合は、事故の日から直ちに事故発生状況・事故の程度などをご連絡ください。

※ 保険金のご請求・ショッピング保険に関するお問い合わせ先

デビットデスク(通話料有料)

 **0570-070-735 (サービス番号①)**

または 050-3786-7350

海外からご利用の場合は

識別番号

 **+81-50-3786-7350**

[受付時間/9:00~17:00]

土・日・祝日も営業いたします。ただし、12月31日~1月3日は休業とさせていただきます。

< 保険金請求に必要な書類 >

	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故	備考
保険金請求書兼同意書	○	○	○	○	
VISAデビットのご利用明細書(Web上のご利用明細書)	○	○	○	○	
該当商品を購入したことが証明できる書類	○	○	○	○	お買上表、レシートなど
修理見積書*1	—	○	○	○	修理先で発行いたします。
損害品の写真*2	—	○	○	○	
盗難届*3または罹災(りさい)証明書*4	盗難届	罹災証明書	—	—	管轄の警察署・消防署で発行いたします。

< 保険金請求に必要な書類 >

	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故	備考
パスポートのコピー*5	○	○	○	○	事故地が海外の場合
ポリスレポート(盗難証明書)、航空会社・旅行添乗員などによる事故証明書	○	△	△	△	事故地が海外の場合

- *1 修理不能の場合は修理業者から修理不能証明書を取り付け願います。
- *2 購入商品全体の写真および損害箇所のわかる写真を撮影ください。高額な商品などの全損事故の場合には、現物をご提出いただくことがあります。
- *3 管轄の警察署で「盗難届の受理番号」をご確認ください。国内での事故の場合に必要です。
- *4 管轄の消防署で発行されます。国内での事故の場合に必要です。
- *5 顔写真のページおよび日本出入国スタンプ押印ページのコピーをご提出ください。

[注意]

- ※○印は原則として必要な書類。△印は場合によって必要な書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ※各請求書類は原本をご提出ください。
- ※写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金のお支払い対象外とします。
- ※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

(4) Q & A ~ショッピング保険のよくあるご質問~

Q1 本カードを持っていない同伴者や家族は対象ですか？

A1 本カードをお持ちのカード会員のみ対象です。

Q2 宅配で荷物やお土産などを送付した場合の、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

A2 別送品の損害は対象となりません。

Q3 本カードで購入した物品が、他の海外旅行保険などで補償されている場合には、双方から保険金を受け取れますか？

A3 双方から受け取ることはできません。実際の損害額を上限に他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額に対し保険金をお支払いします。

Q4 レンタル代金を本カードで支払った場合には、保険の対象ですか？

A4 対象としません。物品を本カードで購入された場合のみ保険の対象となります。

Q5 本カードで購入した物品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

A5 本カードで購入された物品に対し補償するため、対象となります。